

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市災害救助法施行細則（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和8年2月6日（金）から令和8年3月9日（月）まで

3 提出された意見の件数

11件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

番号	項目	提出された意見	考慮の結果	理由
1	様式第1号～第9号、第12号～第14号	記の表について、実務上より大きな枠が必要になることから、様式番号直下の「公用令書番号」枠の横位置と、静岡市文書番号の「第 号」の位置とを併せてしまい、できるだけ上部の余白を狭めて記の枠を大きく取っていただけないでしょうか。	規則等の内容に反映しないものとする。	様式における公用令書番号及び静岡市文書番号の位置については、他の規則様式との体裁の統一を図る観点から、現行の配置を変更しない。 なお、実際の運用に当たっては、必要に応じて対応することとする。
2	様式第1号～第9号、第12号～第14号	受領書は基本的に手書きになると考えられるため、記入すべきところを目立たせるように太枠で囲むなどしていただけないでしょうか。	規則等の内容に反映しないものとする。	様式における記載箇所については、他の規則様式との体裁の統一を図る観点から、特定の記入欄を太枠で強調することは行わない。 なお、実際の運用に当たっては、必要に応じて記入方法の説明等により対応することとする。
3	様式第9号	受領書本文について、句点が無いですが間違いないでしょうか。	規則等の内容に反映する。	記載誤りのため。
4	様式第11号 「静岡市職員」	本様式は実際に交付する際には「受領者氏名」の語句は消えるのでしょうか？ もし消されるのであれば本文の「受領しました」の受領者が本紙内でわかりにくくなるため、「静岡市職員（受領者）」などと記載をお願いできれば幸いです。	規則等の内容に反映しないものとする。	「受領者氏名」の語句は、実際の交付の際に削除しないため。

番号	項目	提出された意見	考慮の結果	理由
5	様式第 13 号	「公用令書年月日」欄がないですが、問題ないですか？	規則等の内容に反映しないものとする。	「公用令書年月日」は公用令書の交付をした後の変更や取消等を行うための様式に記載しているため。
6	様式第 13 号裏書第 2 項 2～3 行目、様式第 16 号記表関係書類 2 つ目	様式第 13 号では「警察職員の証明書」、様式第 16 号表では「市区町村長、警察官その他適当な機関」となっているため、統一した表現への変更をお願いできないでしょうか。	規則等の内容に反映する。	統一した表現とするため、様式第 13 号を「警察官その他適当な機関の証明書」とする。
7	様式第 13 号裏書第 4 項 2 行目	「拘禁系」→「拘禁刑」	規則等の内容に反映する。	記載誤りのため。
8	様式第 17 号左上の欄	「公用書番号」→「公用令書番号」	規則等の内容に反映する。	記載誤りのため。
9	様式第 18 条裏書（注意）第 3 項	「速やかに変換」→「速やかに返還」	規則等の内容に反映する。	記載誤りのため。
10	様式第 19 号関係書類 4 つ目	「志望者」→「死亡者」	規則等の内容に反映する。	記載誤りのため。
11	様式第 19 条関係書類 6 つ目	市長の証明書を求められていますが、災害対応時には市役所も殺人的な状況にあり、法第 8 条により協力した登録被災者援護協力団体に発行済みと考えられる「協力命令」の写しをもって変えることはできないのでしょうか。	規則等の内容に反映しないものとする。	登録被災者援護協力団体に発行した「協力命令」の写しでは、申請者個人が当該協力命令の対象であるか確認できないため、協力命令を発した旨については市長の証明書により確認することとする。